

資料 2

景観計画において定める届出対象行為および景観形成基準の方向性

現況調査等を踏まえ、景観計画（景観重点地区を除く）における「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を以下の考え方にに基づき定めるものとします。

<参考> 現行条例に基づく届出対象行為および色彩の誘導基準

大規模建築物等届出制度における届出対象行為	色彩の誘導基準
高さが 15m を超えるもの、 又は建築面積が 1000m ² を超えるもの	(1) R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下

○景観上の特性に応じた地区別の届出対象行為および景観形成基準(色彩)の方向性

(1) 住宅地区

①住宅専用地区

(第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域)

項目	強化の必要性	強化の方向性	理由
届出対象行為	○	届出対象の規模(高さ)を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には低層の戸建住宅が中心であり、中高層住居専用地域でも戸建住宅の中に中高層の住宅が点在している状況です。 ・ このため、中高層の住宅や住宅以外の用途の建物が景観に及ぼす影響が大きいため、届出対象規模、基準ともに強化を検討します。
景観形成基準(色彩)	○	彩度を強化	

②住宅混在地区

(第1種・第2種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域)

項目	強化の 必要性	強化の 方向性	理由
届出対象行為	○	届出対象の規模 (高さ)を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な用途や高さの建物が混在している中に戸建住宅があります。 ・戸建住宅も多くあり、中高層の建築物が景観に及ぼす影響は少ないため、届出対象の規模は拡大を検討しますが、混在している現状を踏まえ、基準の強化は不要とします。
景観形成基準 (色彩)	×	—	

(2) 商業地区 (近隣商業地域、商業地域)

項目	強化の 必要性	強化の 方向性	理由
届出対象行為	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設が中心であり、にぎわいと魅力あふれる景観形成が必要な地区であるため、届出対象行為、基準ともに強化は不要とします。
景観形成基準 (色彩)	×	—	

(3) 工業地区 (工業専用地域)

項目	強化の 必要性	強化の 方向性	理由
届出対象行為	×	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な工場が中心であり、現状は落ち着いた色彩が使用されていることから、届出対象行為の強化は不要ですが、大規模な建物が景観に与える影響は大きいため、基準は強化を検討します。
景観形成基準 (色彩)	○	彩度を強化	

(4) 田園地区 (市街化調整区域)

項目	強化の 必要性	強化の 方向性	理由
届出対象行為	○	届出対象の規模 (高さ)を拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には田畑とため池で構成されており、建物が景観に与える影響が大きいため、届出対象規模、基準ともに強化を検討します。
景観形成基準 (色彩)	○	彩度を強化	